

労働関係法令の基礎知識の周知のため ハローワークなどから講師を派遣できます

平成27年10月1日に「青少年の雇用の促進等に関する法律」が施行されました。この法律に基づき、学生・生徒に対して労働関係法令の基礎知識を周知するために、学校のご要望に応じてハローワークなどから講師を派遣し、講義を開催することになりました。

学校関係者の皆さんには、これから社会に出て働くことになる学生・生徒の労働関係法令の習得に向け、ご理解・ご協力をよろしくお願ひいたします。

ハローワークによる労働関係法令の基礎知識の講義

中学校・高等学校からのご要望に応じて、ハローワークの職員が、地域の雇用環境・就職に向けての心構えなどと合わせ、労働関係法令の基礎知識について各学校で講義を行います。

- 講義は30分程度です。
- 講義にかかる費用は無料です。
- 学校単位でお申し込みください。

まずは、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

労働関係法令の基礎知識に関する参考資料

各学校で、学生・生徒に労働関係法令を教える際の参考資料として、以下のような冊子を作成しています。無料でダウンロードできますので、ご活用ください。

「知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識～」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouzenpan/roudouhou/index.html

「これってあり？まんが 知って役立つ労働法Q&A」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou/>



さらに詳しい講義も行っています

大学や高等学校などを対象に、専門的な講義のために都道府県労働局による講師派遣も行っています。詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL270930派若05